

佐賀労働局発表

平成 28 年 12 月 21 日(水)

【担当】

佐賀労働局職業安定部職業対策課

課 長 富田 洋子

地方障害者雇用担当官 中川 孝広

TEL 0952-32-7217 FAX 0952-32-7223

<http://saga-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

平成 28 年 障害者雇用状況の集計結果

佐賀労働局(局長 松森 靖)では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 28 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%)以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞(法定雇用率 2.0%)

○佐賀県内の民間企業における雇用障害者数は4 年連続で過去最高を更新
障害者実雇用率は 2.43%となり過去最高(全国 5 位)

・雇用障害者は 2225.5 人、対前年比 4.1% (88.5 人) 増加

・実雇用率 2.43%、対前年比 0.06 ポイント上昇

○法定雇用率達成企業の割合は、73.1%(前年比 1.8 ポイント上昇)となり、
6 年連続で全国トップ

＜地方公共団体＞(同 2.3%、県の教育委員会は 2.2%)※()は前年の値

○県の機関(教育委員会含む)は、全機関で法定雇用率達成

・県の機関：雇用障害者数 87.5 人(88.0 人)、実雇用率 2.55% (2.53%)

・県の教育委員会：雇用障害者数 145.0 人(146.0 人)、実雇用率 2.26% (2.27%)

○市町の機関は、28 機関中 24 機関で法定雇用率達成

・市町の機関：雇用障害者数 222.5 人(223.0 人)、実雇用率 2.45% (2.47%)

＜独立行政法人等＞(同 2.3%)※()は前年の値

○雇用障害者数 19.0 人(18.0 人)、実雇用率 2.49% (2.34%) で法定雇用率達成

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は 2225.5人で、前年より4.1%（88.5人）増加し、4年連続で増加した。
- ・ 障害別に見ても、身体障害者は 1401.0人（対前年比3.6%増）、知的障害者は 661.0人（同2.1%増）、精神障害者は163.5人（同19.3%増）と、いずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きくなった。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.43%（前年は2.37%）で全国5位、法定雇用率達成企業の割合は73.1%（同71.3%）となり6年連続で全国トップとなった。
〔総括表1、グラフ(1)(2)(3)、詳細表1(1)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満規模企業で430.0人（前年は423.5人）、100～300人未満で850.5人（同798.5人）、300～500人未満で304.5人（同308.5人）、500～1,000人未満で362.5人（同347.0人）、1,000人以上で278.0人（同259.5人）と、50～100人未満、100～300人未満、500～1,000人未満、1,000人以上の規模企業で前年より増加したが、300～500人未満規模企業は前年より減少した。
- ・ 実雇用率は、50～100人未満で2.62%（前年は2.66%）、100～300人未満で2.41%（同2.29%）、300～500人未満で2.56%（同2.56%）、500～1,000人未満で2.55%（同2.46%）、1,000人以上で2.03%（同1.93%）となった。
なお、民間企業全体の实雇用率2.43%（同2.37%）と比較すると、50～100人未満、300～500人未満及び500～1,000人未満の規模企業が上回っているが、100～300人未満と1,000人以上規模企業は下回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、50～100人未満が72.9%（前年は71.4%）、100～300人未満が74.8%（同72.8%）、300～500人未満が65.7%（同71.4%）、500～1,000人未満が78.3%（同69.6%）、1,000人以上が33.3%（同16.7%）となり、50～100人未満、100～300人未満、500～1,000人未満、1,000人以上の規模企業で前年より上昇したが、300～500人未満の規模企業は低下した。
〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(2)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成28年の法定雇用率未達成企業は147社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、75.5%を占めている。

- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は76社で、未達成企業に占める割合は、51.7%となっている。

[詳細表1(3)]

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

県の機関に在職している障害者の数は87.5人で、前年より0.6%（0.5人）減少しており、実雇用率は2.55%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

[総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)]

(2) 市町の機関（法定雇用率2.3%）

市町村の機関に在職している障害者の数は222.5人で、前年より0.2%（0.5人）減少しており、実雇用率は2.45%と、前年に比べ0.02ポイント低下した。

28機関中24機関が達成。

【未達成機関】

小城市、上峰町、玄海町、小城市教育委員会

[総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)]

(3) 県の教育委員会（法定雇用率2.2%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は145.0人で、前年より0.7%（1.0人）減少しており、実雇用率は2.26%と、前年に比べ0.01ポイント低下した。

[総括表2(3)、詳細表2(3)、4(3)]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は19.0人で、前年より5.6%（1.0人）増加しており、実雇用率は2.49%と、前年に比べ0.15ポイント上昇した。

[総括表3、詳細表3、4(4)]

平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1. 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業数	⑤ 達成割合
民間企業	91,452.0人	2,225.5人	2.43%	399/546	73.1%
	(90,350.0人)	(2,137.0人)	(2.37%)	(381/534)	(71.3%)

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の機関	3,437.5人	87.5 人	2.55%	2/2	100.0%
	(3,473.5人)	(88.0人)	(2.53%)	(2/2)	(100.0%)

(2) 市町の機関(法定雇用率2.3%)

区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
市町の機関	9,067.5人	222.5 人	2.45%	24/28	85.7%
	(9,021.5人)	(223.0人)	(2.47%)	(24/30)	(80.0%)

(3) 県の教育委員会(法定雇用率2.2%)

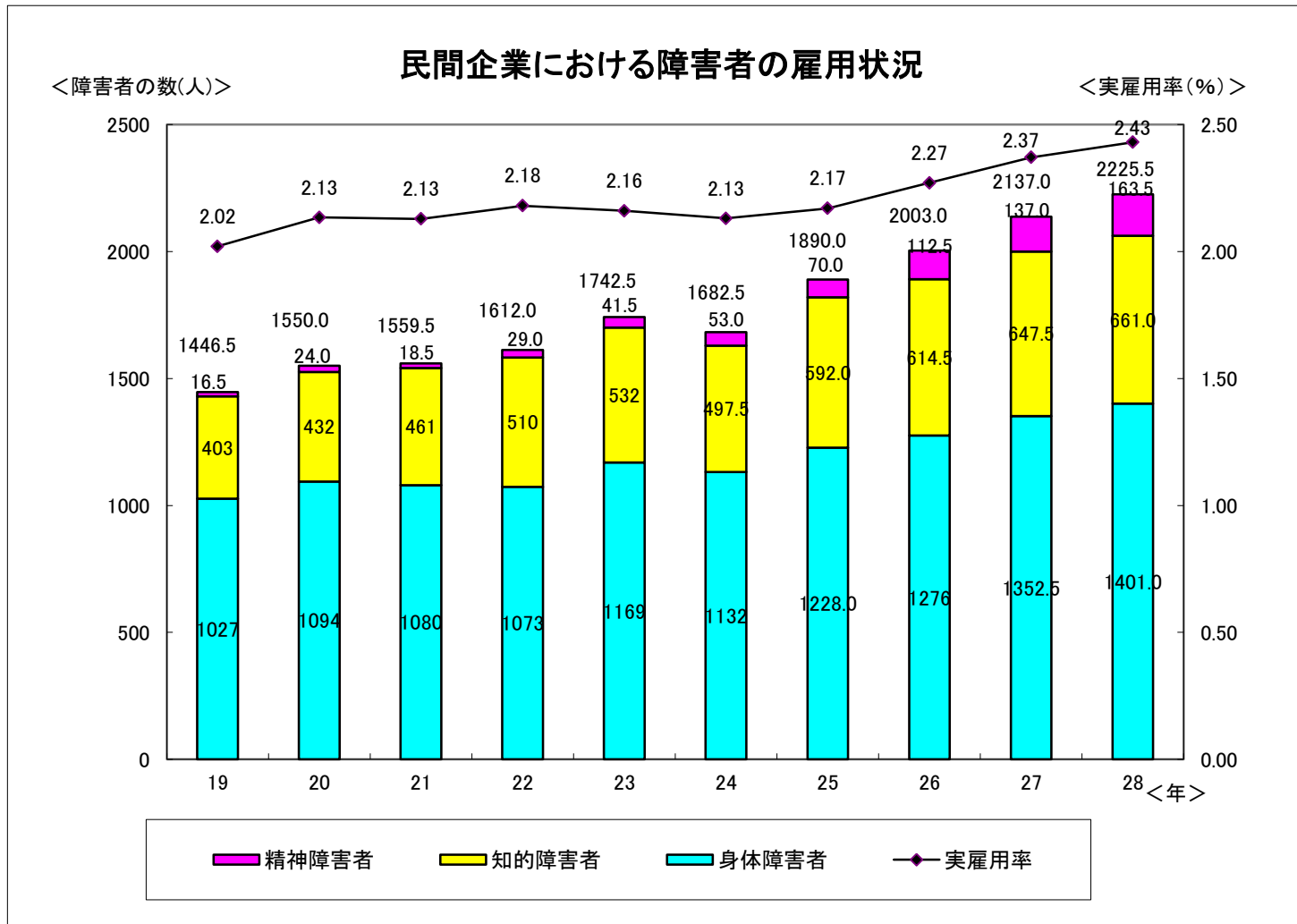
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関数	⑤ 達成割合
県の教育委員会	6,403.0人	145.0 人	2.26%	1/1	100.0%
	(6,433.5人)	(146.0人)	(2.27%)	(1/1)	(100.0%)

3. 地方独立行政法人における雇用状況(法定雇用率2.3%)

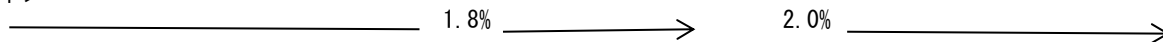
区分	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人	763.0人	19.0 人	2.49%	1/1	100.0%
	(768.0人)	(18.0人)	(2.34%)	(1/1)	(100.0%)

- 注 1. 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
2. 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
3. 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
4. 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
5. ()内は、前年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
6. 県の機関には、特別地方公共団体(地方公共団体の組合)を含むものである。
7. 市町の機関には、市町の教育委員会（法定雇用率2.2%が適用される教育委員会を除く）を含むものである。
8. 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



<法定雇用率>



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

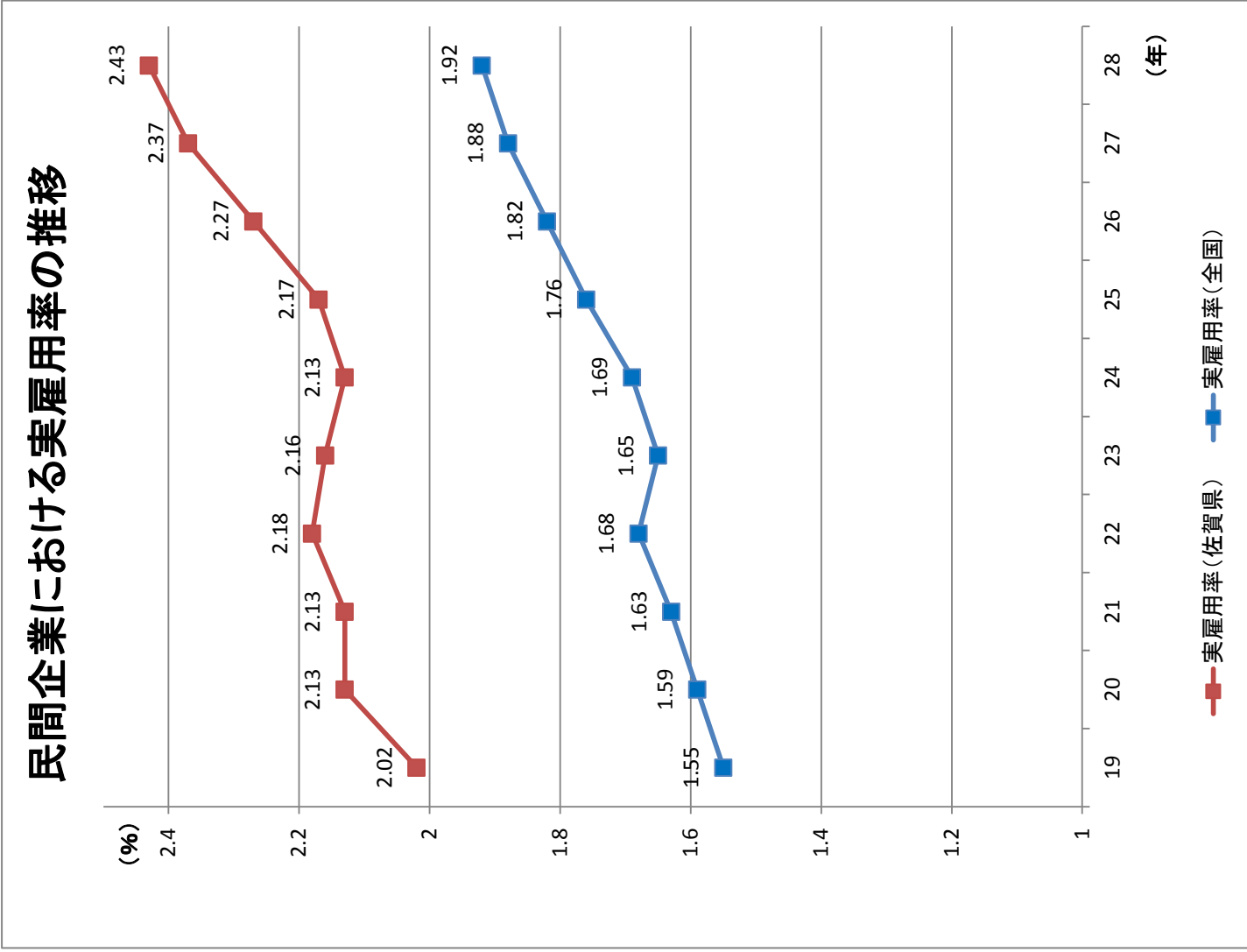
平成17年度まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者

平成18年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

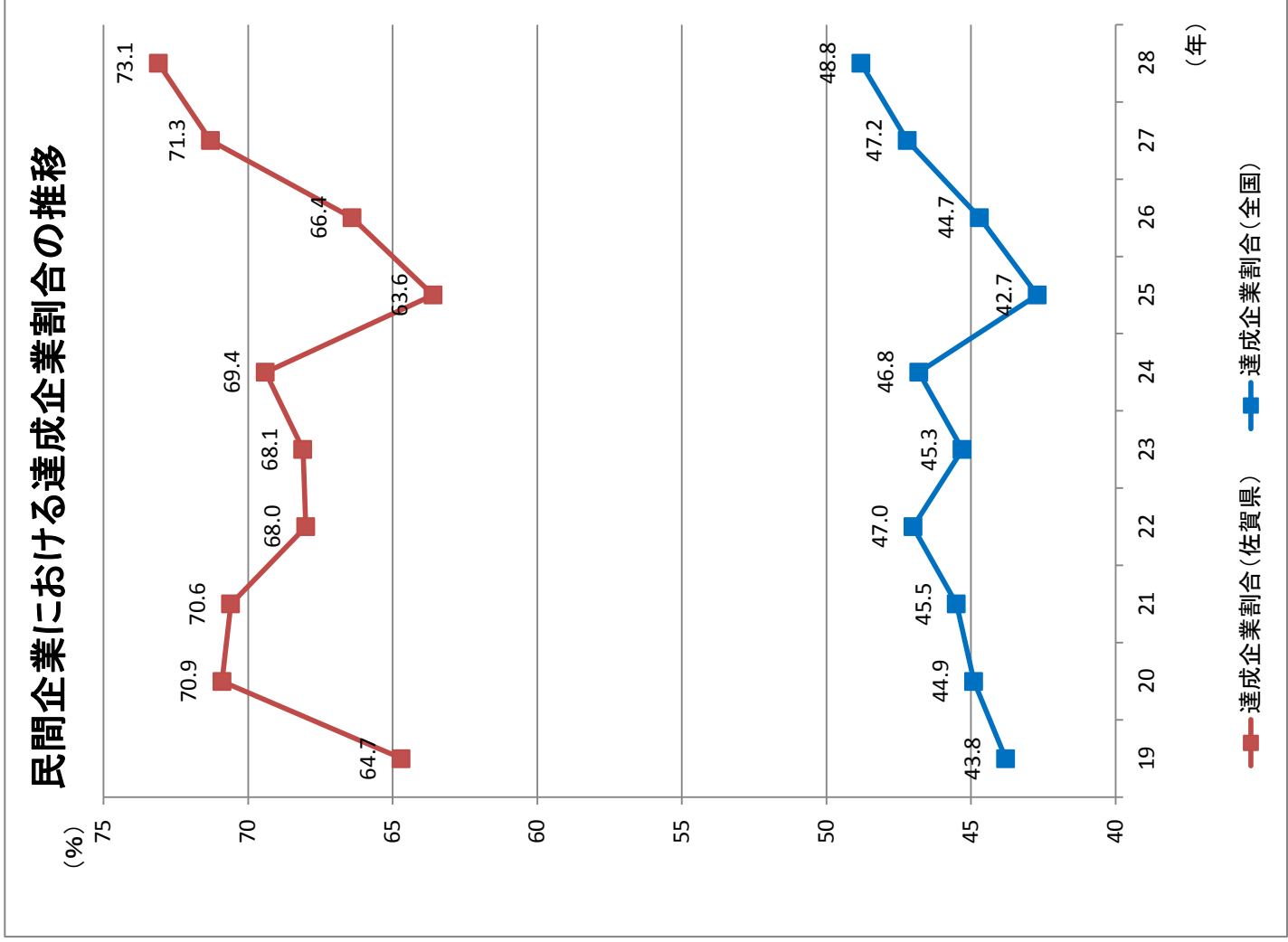
平成23年度以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者
 身体障害者である短時間労働者
 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 知的障害者である短時間労働者
 （知的労働者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 精神障害者である短時間労働者
 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降は2.0%となっている。

(2) 民間企業における実雇用率の推移

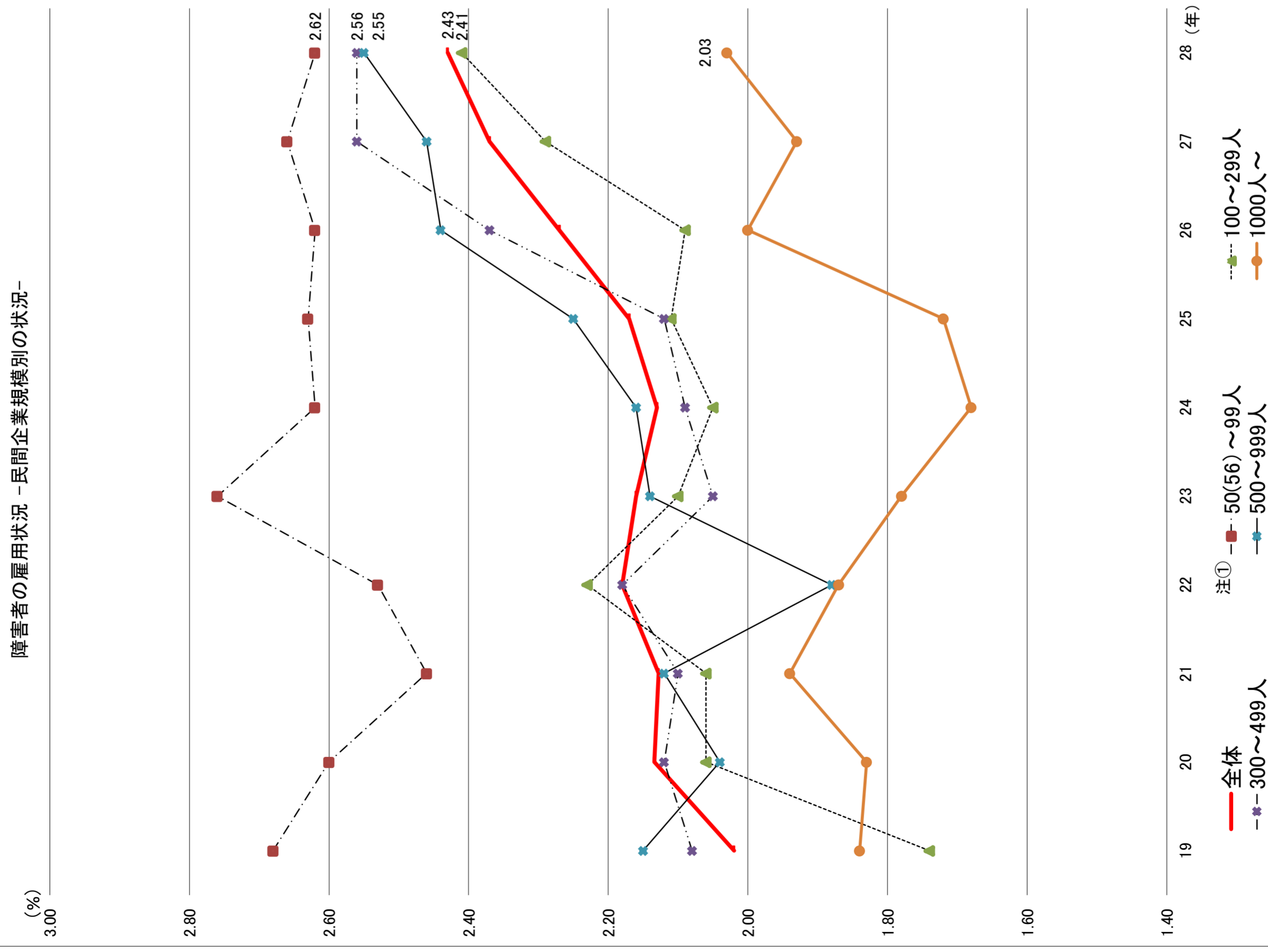


(3) 民間企業における法定雇用率達成企業割合の推移



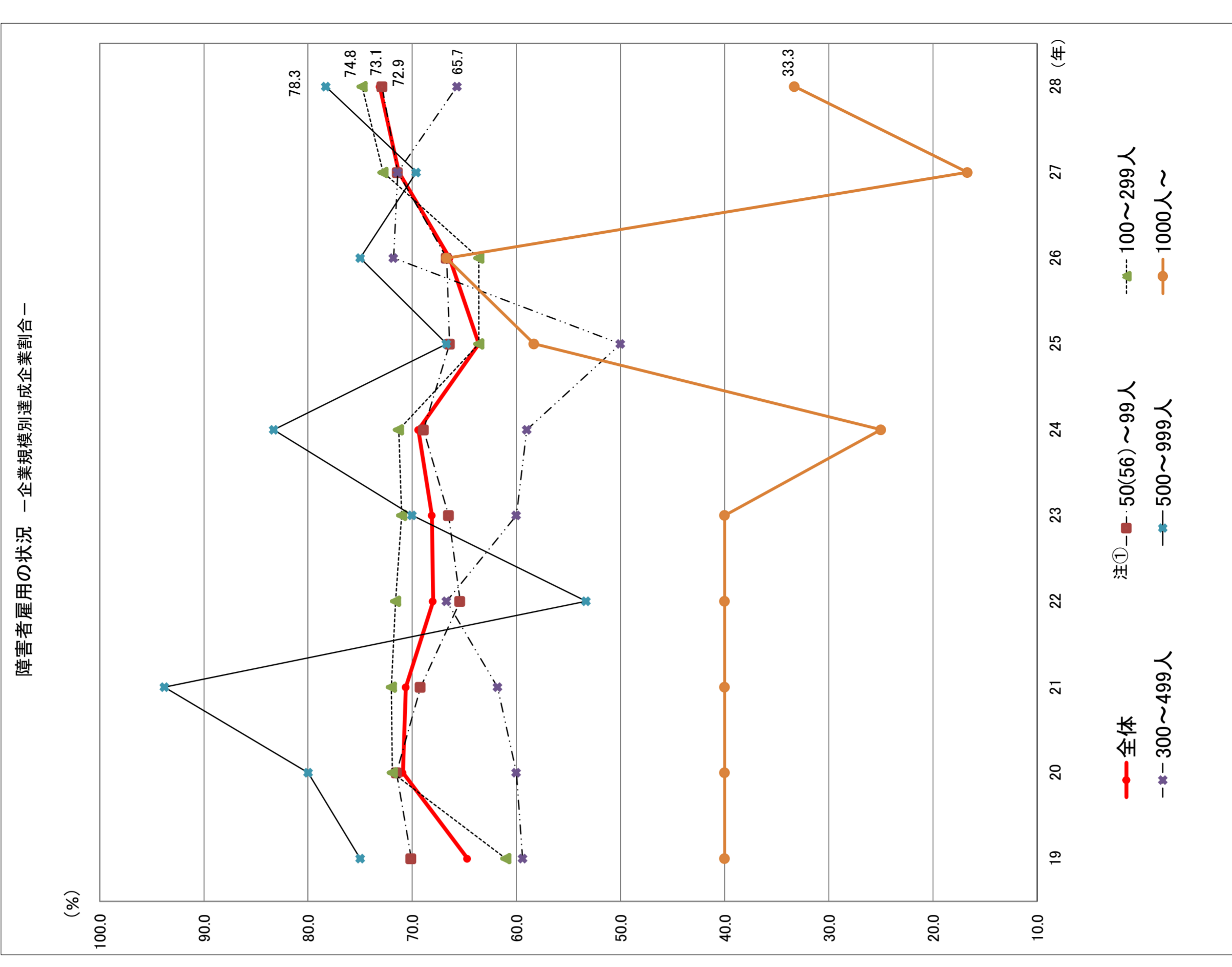
(4) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



(5) 企業規模別実達成企業割合

各年6月1日現在



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | |
|---------------|-------|---|---|----------------|
| ○ 民間企業 | …………… | 〔 | 一般の民間企業 …………… | 2. 0% |
| | | | (50人以上規模の企業) | |
| | | 〕 | 特殊法人等 …………… | 2. 3% |
| | | | 〔 労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | 2. 3% | (43.5人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | 2. 2% | (45.5人以上規模の機関) |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

< 詳細表 >

1. 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5			
民間企業 (2.0%)	企業 546 (534)	人 91,452.0 (90,350.0)	人 429 (422)	人 69 (67)	人 1,181 (1,111)	人 235 (230)	人 2,225.5 (2,137.0)	% 2.43 (2.37)	企業 399 (381)	% 73.1 (71.3)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ()内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業 (2.0%)	人 2,225.5 (2,137.0)	人 308 (302)	人 39 (37)	人 697 (669)	人 98 (85)	人 1,401.0 (1,352.5)	人 119.0 (134.5)	人 121 (120)	人 30 (30)	人 356 (344)	人 66 (67)	人 661.0 (647.5)	人 72.5 (71.0)	人 128 (98)	人 71 (78)	人 163.5 (137.0)	人 48.0 (38.5)

- 注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。
2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。
3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
6. ()内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数		③ 障害者の数				④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者に精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 546 (534)	人 91,452.0 (90,350.0)	人 69 (67)	人 1,181 (1,111)	人 235 (230)	人 2,225.5 (2,137.0)	人 239.5 (244.0)	% 2.43 (2.37)	企業 399 (381)	% 73.1 (71.3)
50～100人未満	236 (227)	16,435.5 (15,943.0)	18 (23)	225 (216)	42 (45)	430.0 (423.5)	43.5 (29.5)	2.62 (2.66)	172 (162)	72.9 (71.4)
100～300人未満	246 (243)	35,250.5 (34,820.0)	27 (21)	465 (431)	109 (105)	850.5 (798.5)	115.0 (104.5)	2.41 (2.29)	184 (177)	74.8 (72.8)
300～500人未満	35 (35)	11,903.5 (12,059.5)	12 (11)	162 (153)	9 (17)	304.5 (308.5)	29.0 (41.0)	2.56 (2.56)	23 (25)	65.7 (71.4)
500～1,000人未満	23 (23)	14,200.0 (14,086.5)	3 (4)	160 (152)	59 (54)	362.5 (347.0)	36.5 (40.0)	2.55 (2.46)	18 (16)	78.3 (69.6)
1,000人以上	6 (6)	13,662.5 (13,441.0)	9 (8)	169 (159)	16 (9)	278.0 (259.5)	15.5 (29.0)	2.03 (1.93)	2 (1)	33.3 (16.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分				
規模計	2,225.5 (2,137.0)	人 308.0 (302)	人 39.0 (37)	人 697.0 (669)	人 98.0 (85)	人 1,401.0 (1,352.5)	人 119.0 (134.5)	人 121.0 (120)	人 30.0 (30)	人 356.0 (344)	人 66.0 (67)	人 661.0 (647.5)	人 72.5 (71.0)	人 128.0 (98)	人 71.0 (78)	人 163.5 (137.0)	人 48.0 (38.5)
50～100人未満	430.0 (423.5)	46 (45)	9 (12)	117 (107)	21 (16)	228.5 (217.0)		37 (36)	9 (11)	84 (89)	18.0 (23)	176.0 (183.5)		24 (20)	3 (6)	25.5 (23.0)	
100～300人未満	850.5 (798.5)	110 (107)	12 (11)	292 (270)	43 (40)	545.5 (515.0)		42 (40)	15 (10)	133 (129)	36.0 (29)	250.0 (233.5)		40 (32)	30 (36)	55.0 (50.0)	
300～500人未満	304.5 (308.5)	48 (53)	8 (6)	93 (96)	6 (9)	200.0 (212.5)		15 (15)	4 (5)	55 (50)	3.0 (6)	90.5 (88.0)		14 (7)	0 (2)	14.0 (8.0)	
500～1,000人未満	362.5 (347.0)	69 (66)	2 (2)	92 (94)	21 (15)	242.5 (235.5)		16 (16)	1 (2)	36 (28)	7.0 (8)	72.5 (66.0)		32 (30)	31 (31)	47.5 (45.5)	
1,000人以上	278.0 (259.5)	35 (31)	8 (6)	103 (102)	7 (5)	184.5 (172.5)		11 (13)	1 (2)	48 (48)	2.0 (1)	72.0 (76.5)		18 (9)	7 (3)	21.5 (10.5)	

注 1(1)②の表と同じ

(3) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業数 ()	② 不 足 数							③障害者の数が0人の企業数 ()
		0.5人又は1人 ()	1.5人又は2人 ()	2.5人又は3人 ()	3.5人又は4人 ()	4.5人以上9人以下 ()	9.5人以上20人以下 ()	20.5人以上50人以下 ()	
規模計	147 (100.0%)	111 (75.5%)	27 (18.4%)	4 (2.7%)	2 (1.4%)	3 (2.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	76 (51.7%)
50～100人未満	64 (100.0%)	64 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	64 (100.0%)
100～300人未満	62 (100.0%)	38 (61.3%)	22 (35.5%)	2 (3.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (19.4%)
300～500人未満	12 (100.0%)	4 (33.3%)	4 (33.3%)	1 (8.3%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500～1,000人未満	5 (100.0%)	4 (80.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (20.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	4 (100.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

(注)1. 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2. ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、6月1日現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならぬ障害者の数です。

2. 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関 (法定雇用率2.3%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障 害者の算 定の基礎とな る職員数	③障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員			
県の機関	2	3,437.5	26	1	32	5	87.5	2	100.0
	(2)	(3,473.5)	(24)	(1)	(37)	(4)	(88.0)	(2)	(100.0)

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

4 F欄の「うち新規雇用分」は、当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は前年6月1日現在の数値である。精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	
県の機関	87.5	26	1	32	5	87.5	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	(88.0)	(24)	(1)	(37)	(4)	(88.0)	(3.5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0.0)

注1. ①欄の「障害者の数」とは②③④e欄の計である。

2. ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3. ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4. ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5. ②③④f欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6. ()内は前年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町の機関 (法定雇用率2.3%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③障害者の数				E. 計 A×2+B+C+D×0.5	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員				
市町の機関	機関 28 (30)	人 9,067.5 (9,021.5)	人 59 (58)	人 5 (6)	人 98 (100)	人 3 (2)	人 222.5 (223.0)	% 2.45 (2.47)	機関 24 (24)	% 85.7 (80.0)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分				
市町の機関	人 222.5 (223.0)	人 58 (57)	人 5 (6)	人 85 (87)	人 3 (2)	人 207.5 (208.0)	人 10.0 (21.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 4 (4)	人 0 (0)	人 6.0 (6.0)	人 1.0 (0.0)	人 9 (9)	人 0 (0)	人 9.0 (9.0)	人 3.0 (3.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 県の教育委員会 (法定雇用率2.2%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る職員数	③障害者の数				④ 実雇用率 $E \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神 障害者	D. 重度以外 身体障害者 及び知的障 害者並びに 精神障害者 である短時間 勤務職員			
県の教育 委員会	機関 1	6,403.0 (6,433.5)	人 39 (39)	人 0 (0)	人 67 (68)	人 0 (0)	% 2.26 (2.27)	機関 1 (1)	% 100.0 (100.0)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a. 重度身体 障害者	b. 重度 身体障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	d. 重度以外 の身体障害 者である短 時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	a. 重度知 的障害者	b. 重度 知的障害者 である短時 間労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	d. 重度以外 の知的障害 者である短 時間労働者	e. 計 $a \times 2 + b + c + d \times 0.5$	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 $c + d \times 0.5$
県の教育 委員会	人 145.0 (146.0)	人 39 (39)	人 0 (0)	人 57 (59)	人 0 (0)	人 135.0 (137.0)	人 10.0 (2.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 2 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 8 (6)	人 0 (0)	人 8.0 (6.0)	人 2.0 (0.0)

注 2(1)②の表と同じ

3. 地方独立行政法人における雇用状況（法定雇用率2.3%）

①概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる職員数	③障害者の数				E. A×2+B+C+D×0.5	F.うち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員					
地方独立行政法人	1 (1)	763.0 (768.0)	4 (4)	1 (1)	10 (9)	0 (0)	19.0 (18.0)	2.49 (2.34)	1 (1)	100.0 (100.0)	

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.計 a×2+b+c+d×0.5	f.うち新規雇用分	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.計 c+d×0.5
地方独立行政法人	19.0 (18.0)	4 (4)	1 (1)	8 (9)	0 (0)	17.0 (18.0)	3.0 (2.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)	0.0 (0.0)

注 1(1)②の表と同じ

※ 「地方独立行政法人」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号の法人を指す。

4 地方公共団体の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.3%）

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		3,437.5	87.5	2.55	0	
佐賀県知事部局		3,106.0	79.0	2.54	0	
佐賀県警察本部		331.5	8.5	2.56	0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町の機関の状況 (法定雇用率2.3%)

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計		9,067.5	222.5	2.45	7	
佐賀市		1,538.5	41.5	2.70	0	
唐津市 (特例認定)		1,648.5	43.0	2.61	0	注4
鳥栖市		477.5	10.0	2.09	0	
多久市 (特例認定)		301.0	8.5	2.82	0	注4
伊万里市		500.0	13.0	2.60	0	
武雄市		292.0	6.0	2.05	0	
鹿島市 (特例認定)		306.5	9.5	3.10	0	注4
小城市		292.0	4.0	1.37	2	
嬉野市		170.0	5.0	2.94	0	
神埼市 (特例認定)		338.0	12.0	3.55	0	注4
吉野ヶ里町		139.5	4.0	2.87	0	
基山町		135.0	3.0	2.22	0	
上峰町 (特例認定)		101.0	0.0	0.00	2	注4
みやき町		188.0	5.0	2.66	0	
玄海町		134.0	2.0	1.49	1	
有田町		161.0	3.0	1.86	0	
大町町		110.0	3.0	2.73	0	
江北町		70.0	1.0	1.43	0	
白石町 (特例認定)		250.0	6.0	2.40	0	注4
太良町		158.0	3.0	1.81	0	
佐賀市上下水道局		154.5	4.0	2.59	0	
伊万里・有田地区医療福祉組合		159.0	4.0	2.52	0	
佐賀市教育委員会		718.0	18.0	2.51	0	
小城市教育委員会		264.0	4.0	1.52	2	
鳥栖市教育委員会		114.0	2.0	1.75	0	
伊万里市教育委員会		155.0	4.0	2.58	0	
武雄市教育委員会		131.5	3.0	2.28	0	
有田町教育委員会		61.0	1.0	1.64	0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

認定機関(A)	みなされることとなる機関(B)
唐津市	唐津市教育委員会
多久市	多久市教育委員会
鹿島市	鹿島市教育委員会
神埼市	神埼市教育委員会
白石町	白石町教育委員会
上峰町	上峰町教育委員会

(3) 県の教育委員会の状況 (法定雇用率2.2%)

区分	項目	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	佐賀県教育委員会	6,403.0	145.0	2.26	0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(4) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.3%)

区分	項目	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
	地方独立行政法人 佐賀県医療センター好生館	763.0	19.0	2.49	0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

5 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.92	0.04	48.8	1.6	43,569	89,359
北海道	2.06	0.11	51.5	1.6	1,677	3,257
青森	1.98	0.09	54.2	2.7	473	872
岩手	2.07	0.08	56.3	2.2	520	923
宮城	1.88	0.09	50.0	3.4	706	1,411
秋田	1.90	0.06	57.8	0.3	400	692
山形	1.96	0.03	56.3	2.9	482	856
福島	1.90	0.06	53.6	3.1	707	1,319
茨城	1.90	0.07	53.9	0.8	753	1,398
栃木	1.90	0.08	57.3	2.2	615	1,074
群馬	1.90	0.10	56.4	4.1	754	1,336
埼玉	1.93	0.07	49.0	3.2	1,389	2,837
千葉	1.86	0.04	51.5	2.5	1,114	2,163
東京	1.84	0.03	33.2	1.1	6,184	18,640
神奈川	1.87	0.05	46.7	2.7	2,006	4,295
新潟	1.93	0.08	57.8	3.4	993	1,719
富山	1.96	0.05	57.5	1.3	557	968
石川	1.88	0.02	56.5	2.2	537	951
福井	2.31	△0.01	56.8	3.6	370	651
山梨	1.92	0.09	56.3	0.5	312	554
長野	2.02	0.04	60.2	0.7	908	1,508
岐阜	1.95	0.06	56.7	1.7	792	1,396
静岡	1.90	0.04	51.4	2.0	1,355	2,635
愛知	1.85	0.04	47.2	1.8	2,662	5,641
三重	2.04	0.07	60.8	5.1	635	1,044
滋賀	2.09	0.11	58.8	△0.3	445	757
京都	2.02	0.05	50.6	0.9	868	1,714
大阪	1.88	0.04	45.3	1.3	3,265	7,215
兵庫	1.97	0.00	51.9	0.1	1,599	3,078
奈良	2.60	0.20	60.4	1.8	336	556
和歌山	2.41	0.25	64.7	3.0	355	549
鳥取	2.11	0.12	59.1	4.3	250	423
島根	2.17	0.04	66.3	1.7	348	525
岡山	2.45	0.16	53.2	1.9	719	1,352
広島	1.99	0.04	48.2	0.9	1,023	2,124
山口	2.47	△0.04	55.7	0.9	480	861
徳島	2.09	0.05	63.7	△0.5	269	422
香川	1.91	0.03	57.8	2.1	451	780
愛媛	1.87	0.05	51.7	3.1	476	920
高知	2.20	0.06	62.4	1.3	299	479
福岡	1.95	0.07	51.2	1.0	1,732	3,385
佐賀	2.43	0.06	73.1	1.8	399	546
長崎	2.21	0.07	58.4	1.0	539	923
熊本	2.19	0.00	57.4	1.1	662	1,153
大分	2.46	0.03	61.2	2.5	462	755
宮崎	2.32	0.08	66.9	△1.7	486	727
鹿児島	2.16	0.07	61.5	2.5	672	1,092
沖縄	2.34	0.05	60.4	0.1	533	883